

ウェブアクセシビリティの確保について

ウェブアクセシビリティ

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応をしていないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から例えば避難場所に関する情報を取得できなかったり、パソコン等による手続きができないという問題等が発生し、社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性があります。

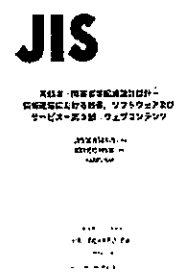
障害者差別解消法により対応が求められています

障害者差別解消法（平成 28 年 4 月 1 日施行）において、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、合理的配慮を的確に行うための環境の整備と位置づけられており、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。また、行政機関等は、障害者から個別の申し出があった場合は、必要かつ合理的な配慮を行う必要があります。障害者基本法等も含め公的機関の対応がこれまで以上に求められています。



日本工業規格 JIS X 8341-3 : 2016

JIS X 8341-3 は、情報アクセシビリティの日本工業規格（JIS）である「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」の個別規格として、2004 年に初めて公示されたもので、ホームページ等を高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとするための基準が定められています。



その後、2 度の改正を経て、現在は JIS X 8341-3:2016 として公示されています。（2016 年 3 月 22 日改正）

ホームページ等の提供者に求められるアクセシビリティ対応

ホームページ等において個々のページを JIS X 8341-3 : 2016 の要件に則り作成し提供することにより、利用者がそのページを閲覧できるようにすること。

※抜粋：総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）」